

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101460号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200034号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月1日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成21年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係る「預金共通異動および残高明細表」及びA社の複数の同僚が保有する賞与明細書から判断すると、請求者は、平成21年12月1日に同社から28万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月1日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101508号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200035号

第1 結論

1 請求者のA事業所における別表の請求期間①から⑨までの標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑨までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA事業所における別表の請求期間①、②及び⑤から⑧までの標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②及び⑤から⑧までの訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年12月2日
③ 平成16年3月16日
④ 平成16年7月5日
⑤ 平成17年3月11日
⑥ 平成17年7月6日
⑦ 平成18年3月11日
⑧ 平成19年3月11日
⑨ 平成19年12月6日

A事業所に勤務した期間のうち、請求期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録がない。給与明細書(写)及び源泉徴収簿を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑨までについて、請求者から提出されたA事業所に係る給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）及び給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に基づく賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑨までにおける賞与に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①、②及び⑤から⑧までについて、賞与明細書及び源泉徴収簿により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりもいずれも高額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②及び⑤から⑧までにおける別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給日	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂正 後の標準賞与額
①	平成15年7月1日	55万円	4万1,000円	4万1,000円	55万円
②	平成15年12月2日	89万5,000円	10万5,000円	10万5,000円	89万5,000円
③	平成16年3月16日	31万円	31万円	31万円	—
④	平成16年7月5日	55万円	55万円	55万円	—
⑤	平成17年3月11日	31万円	30万2,000円	30万2,000円	31万円
⑥	平成17年7月6日	55万円	53万7,000円	53万7,000円	55万円
⑦	平成18年3月11日	31万円	29万4,000円	29万4,000円	31万円
⑧	平成19年3月11日	31万円	28万7,000円	28万7,000円	31万円
⑨	平成19年12月6日	89万5,000円	89万5,000円	89万5,000円	—